

前回協議会で指摘のあった箇所を修正したもの(網掛け部分)

(6) 提案者

○要件について

【事務局(案)】  
提案者の要件 (1)~(5)すべてに該当する団体とする。

要件	
(1)	防府市内に事務所または活動場所のある団体
(2)	3人以上の会員で構成された組織で、責任の所在が明確であること
(3)	組織の運営に関する定款、規約又は会則等を定めていること
(4)	適正な会計処理が行われていること又は適正な会計処理を行う能力を有していること
(5)	原則として1年以上継続して活動していること

提案者は、次のような団体を想定しています。

- ◆市民活動団体
  - ・営利を目的としない活動並びに不特定多数の人々の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的に自主的かつ主体的な社会参加活動を行う団体。(NPO、ボランティア団体など)
- ◆地域コミュニティ
  - ・地域の暮らしをより良いものにするを目的に、自主的に形成された地域社会における組織又は当該組織の集合体。(自治会、町内会など)
- ◆事業者
  - ・営利を目的とする事業を行う団体。(企業)

※個人で実施したい協働事業提案がある場合は事前にご相談ください。

(7) 対象となる事業

【事務局(案)】  
(1)~(6)すべてに該当する事業とする。

要件		
(1)	市内で実施される公益的な事業であり、地域の課題や社会的課題について、提案団体(市民等)と市長等が協働して実施することにより、その解決につながる事業であること。	地域課題・社会的課題の解決
(2)	市民サービスの向上が図られ、具体的な効果、成果等が期待できる事業であること。	事業効果
(3)	役割分担が明確かつ妥当であり、提案団体(市民等)と市が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。	協働による効果
(4)	提案団体(市民等)の特性(先駆性、専門性、柔軟性等)を活かした事業であること。	提案者の特性
(5)	予算の見積り等が適正であること。	予算の妥当性
(6)	上記の要件をすべて満たす事業であっても、次のいずれかに該当するときは、本制度の対象外とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利を目的とするもの</li> <li>・ 公序良俗に反するもの</li> <li>・ 政治、宗教又は選挙に関する活動を目的とするもの</li> <li>・ 施設等の建設及び整備を目的とするもの</li> <li>・ 法令、条例等に違反するもの</li> <li>・ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの。</li> <li>・ 防府市から他の補助、助成等の資金援助を受けているもの</li> </ul>	対象外事業

防府市参画及び協働の推進に関する条例(参考)

(定義) ←

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ←

一 市民等 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう。 ←

二~四 省略 ←

五 地域コミュニティ 市民等のうち、地域の暮らしをより良いものにするを目的に、自主的に形成された地域社会における組織又は当該組織の集合体をいう。 ←

六 市民活動団体 市民等のうち、営利を目的としない活動並びに不特定多数の人々の利益の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的に自主的かつ主体的な社会参加活動を行う団体をいう。ただし、宗教的若しくは政治的な活動又は選挙活動(特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になるうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動をいう。)を行う団体を除く。 ←

七 事業者 市民等のうち、営利を目的とする事業を行う人又は団体をいう。 ←

網掛け部分の団体も提案可能としたい

前回協議会の未検討分
------------

## (8) 協働の形態

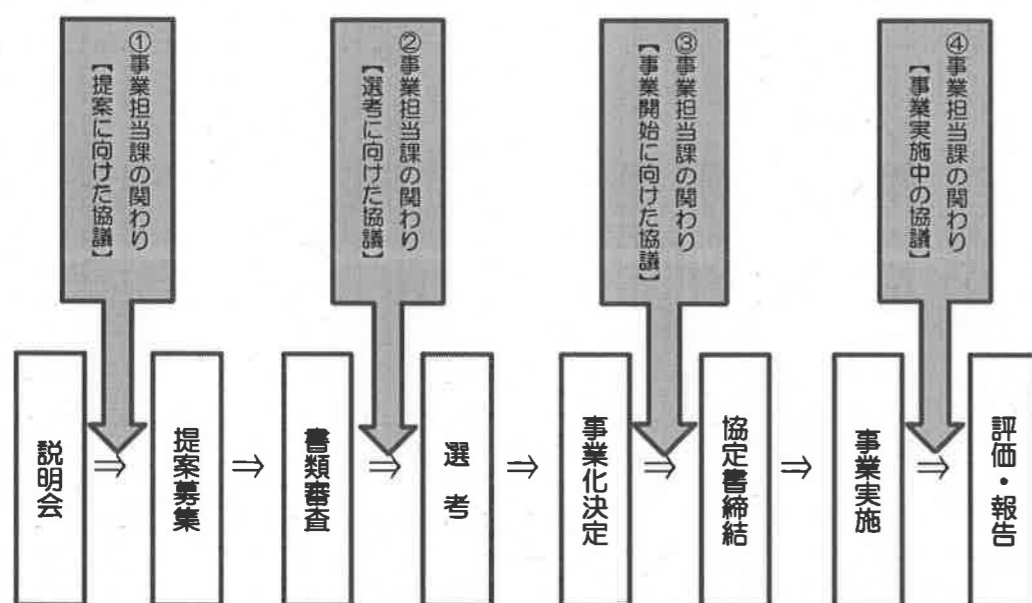
検討事項
・この制度ではどのような協働の形態を採用するか。

形態	内容（防府市参画及び協働の推進に関する意見書より）	効果	想定事例
委託 (協働型委託)	市が実施すべき事業のうち、地域コミュニティや市民活動団体等の専門性等に着目し、委託先を地域コミュニティや市民活動団体等に限定して実施する事業形態	行政にはない創造性や先駆性が幅広く期待できるとともに、市民等の持つきめ細かなサービスの提供が可能になる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の運営</li> <li>子育てサロン</li> <li>ファミリーサポートセンター事業</li> <li>コミュニティバスの運行</li> </ul>
補助	地域コミュニティや市民活動団体等が主体的に実施する事業に対し、市が資金を補助する事業形態（補助金、助成金、交付金）	事業の実施主体である市民等の自主性、自立性が尊重される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、道路の清掃活動等</li> <li>国際親善事業</li> <li>集会所の管理運営</li> <li>防犯灯設置</li> </ul>
共催	地域コミュニティや市民活動団体等と市が共に主体となり、それぞれの特性を生かして実施する事業形態	企画段階から話し合いを重ね、知識・経験や人的ネットワークを持ち寄り、対等な立場で事業を企画・実施することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォーラム、シンポジウム</li> <li>講座</li> <li>交通安全運動</li> <li>花と緑のリサイクル事業</li> <li>子供読書フェスティバル</li> </ul>
実行委員会	市や地域コミュニティや市民活動団体等と実行委員会や協議会を構成し、主催者となって実施する事業形態	お互いの役割・責任分担や経費負担が明確になるほか、それを決めるための話し合いをすることで情報の共有化、信頼関係の構築が図られる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>まつり、イベント</li> <li>単発的な事業</li> <li>普及啓発を図る事業</li> <li>成人式の企画、運営</li> </ul>
事業協力	共催以外の形態で、地域コミュニティや市民活動団体等と市が、それぞれの役割分担のもと、一定期間継続的な関係で協力しながら実施する事業形態	行政にはない創造性や先駆性が期待でき、きめ細かな公共サービスの提供が可能になる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の自主事業</li> <li>子供見守り隊</li> <li>職場体験学習</li> <li>クリーン大作戦</li> </ul>
後援	地域コミュニティや市民活動団体等が実施する公益性を有する事業に対し、市が後援名義の使用を承認する事業形態	これにより事業に対する理解や関心、社会的信頼を増すことが期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の自主事業</li> <li>ニューイヤーコンサート</li> <li>ふるさと思い出花火</li> </ul>

協議・調整

(9~11) 担当課の決定、協議の時期、協議の義務付け

事業担当課との協議をどの時期に行うか。どの時点で事業担当課を決定し、提案者との関わりを持つか。また、協議を義務付けるか、必要に応じてとするか。



①提案に向けた協議

協働事業の意義や提案内容の確認のため、事業担当課と応募に向けた協議を行う。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>早い段階で、協働事業以外の方法も検討することができる。</li> <li>事業担当課が事前に提案内容を確認できるので提案に向けた情報共有が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議での対等性が確保されない場合、事前審査が行われるおそれがある。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>協議を義務付けるか、必要に応じてとするか。</li> <li>協働担当課との関わり</li> </ul>	

②選考に向けた協議

事業の目的や内容をはじめ、役割分担について当事者の共通理解を図るために、事業担当課と選考に向けた協議を行う。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>提案者と事業担当課の想いを確認でき、選考に向けて事業計画の磨き上げが図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議での対等性が確保されずに事業計画に行政の意向ばかりが反映された場合、協働することでの相乗効果が損なわれたり、市民等の意欲が下がるおそれがある。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>協議を義務付けるか、必要に応じてとするか。</li> <li>プレゼンテーションやヒアリングを行う場合、参加を求めらるか</li> </ul>	

③事業開始に向けた協議

事業開始に向けた具体的な事業内容を詰め、協定書締結のために事業担当課と協議を行う。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施にあたり、事業の目的や内容、お互いの役割分担について確認することができる。</li> <li>事業を行う上での課題等も事前に共有でき、質の高い事業展開が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選考時の事業内容が協議により選考後に変わってしまう場合、選考との整合性が取りづらくなる。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>協議を義務付けるか、必要に応じてとするか。</li> <li>協働担当課との関わり</li> </ul>	

④事業実施中の協議

事業の進捗状況を確認し合う機会を確保するために、事業担当課と事業実施中の協議を行う。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の進捗状況に応じて、事業内容の確認をすることができる。</li> <li>事業を行う上での課題等も共有でき、解決に向けた協議を行うことで、質の高い事業展開が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選考時の事業内容が協議により選考後に変わってしまう場合、選考との整合性が取りづらくなる。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>協議を義務付けるか、必要に応じてとするか。</li> <li>協働担当課との関わり</li> </ul>	

・他市でこの仕組みを採用した理由

<b>①提案に向けた協議</b>
協働事業は、行政と市民等が企画段階から協議するものであり、課題の共有と相互理解を深めることで、より良い提案となるよう、応募にあたって「意見交換会」への参加を義務付けている。
市の既存制度や計画、行政ニーズを十分認識しないまま事業提案を行う団体が多かったため、応募前に事業担当課と意見交換をするよう、制度化した。
<b>②選考に向けた協議</b>
1次審査での選考委員会からの質問事項を提示し、2次審査に向け協働事業の熟度を高められるよう、1次審査と2次審査の間において協議する機会を設けている。
当初の制度では、1次選考（書類審査）、2次選考（ヒアリング）の間に3～4 か月を設け、調整協議（市民等と事業担当課が事業をブラッシュアップする場）の期間としていた。2次選考があることにより、協議に向けたモチベーションが高まることを期待した。
<b>③事業開始に向けた協議</b>
事業を開始するにあたって、事業担当課と市民等の相互理解は十分か、対等な協議が行われていたか、具体的な役割分担が適切かなどを確認することが、より良い協働事業を進めていくために有効であると考え、選考後、事業開始前に会議を開催している。
2次選考終了後、協働事業協定書の締結や実施に向けた具体的な準備などを協議した。市が一方的に仕様を定める委託事業と異なり、両者で十分に細部を検討する形とした。
協働推進会議からの意見や会場参加者からの意見、そして市としての検討結果を受けて、協定書の策定に向けた事業内容や役割分担の最終的な確認を行っている。
<b>④事業実施中の協議</b>
事業の実施中において、当事者間の協議や、協働担当課や評価委員とともに関係者全員が事業の現場を視察する現地確認、中間振り返り会議を実施することで、事業の修正など柔軟な対応ができる。

○他市の状況（事業担当課との関わり）

		事業担当課との最初の関わり	①	②	③	④
北広島市	人口約 5万人	②提案後、事業担当課決定、協議		○	○	
武蔵村山市	人口約 7万人	②提案後、協働担当課・事業担当課・市民活動センターで協議（提案前に市民活動センターと協議）		○	○	○
津山市	人口約10万人	①提案前に事業担当課と協議を行い、事業実施の合意確認を行う。複数部署にまたがる場合は、事業担当課で主を決めてもらう。	○		○	
八代市	人口約13万人	①提案前に事業担当課へ事前説明	○	○	○	
伊丹市	人口約19万人	①提案前、事業担当課と協議	○		○	
八戸市	人口約23万人	①提案前に情報交換や意見交換が可能（希望） ②提案後に市の関係課職員と協議	△	○	○	
呉市	人口約23万人	①提案前に事業担当課と事前に協議し、実行委員会を立ち上げる。	○	-	-	-
（実行委員会）						
大和市	人口約23万人	②事業担当課とは選考前に協議（提案前に協働担当課と市民活動センターで協議。）		○	○	○
平塚市	人口約25万人	②提案後、事業担当課と協議。協働推進課で事業担当課の割り振りを行う。提案内容により複数の課にまたがるような場合は、プロジェクトチームを編成する。		○	○	○
前橋市	人口約33万人	①提案前、事業担当課と協議	○	○	○	○
柏市	人口約41万人	①事業担当課との事前協議が可能（希望） ②選考前にコーディネーターと事業担当課で協議	△	○	○	○
市川市	人口約47万人	②提案後、事業担当課・協働担当課と一緒に協議		○	○	○
相模原市	人口約72万人	②一次審査後、事業関係課と協議（提案後、制度活用推進団体（市民活動さぼーとセンターを運営しているNPO）がアドバイスを行う場合あり）		○	○	○
（県内）						
岩国市	人口約13万人	②提案後、事業担当課と協議		○	○	
宇部市	人口約17万人	②提案後、事業担当課と協議		○	○	

○…協議することになっている

△…希望により協議が可能

(12) 調整役の設置

アドバイス等を行う協働コーディネーター等の設置が必要か

【コーディネーターの役割】

協働を推進するための専門的な知識を有し、協働事業や市民活動を支援するための専門相談員であり、協働事業提案制度に関して、提案者と担当部署とが良好なコミュニケーションを図れるよう、両者のパイプ役として支援を行う。

協働事業提案制度の提出書類の作成や事業を進めていく中でさまざまな相談を受け、円滑な事業遂行となるようサポートしたり、協議中は進行役を務めながら、コーディネーターの視点から参考となる情報提供や意見・アドバイスをを行う。

○他市の状況

北広島市	人口約 5万人	設置なし
武蔵村山市	人口約 7万人	設置なし
津山市	人口約10万人	設置なし
八代市	人口約13万人	設置なし
伊丹市	人口約19万人	設置なし
八戸市	人口約23万人	設置なし
呉市	人口約23万人	設置なし
大和市	人口約23万人	設置なし
平塚市	人口約25万人	設置なし
前橋市	人口約33万人	設置なし
柏市	人口約41万人	協働コーディネーター（外部）
市川市	人口約47万人	協働コーディネーター（外部）
相模原市	人口約72万人	制度活用推進団体（市民活動さぽーとセンターを運営しているNPO）
（県内）		
岩国市	人口約13万人	設置なし
宇部市	人口約17万人	設置なし

(13) 選考手順

どのような手法を用いるか。

①書類による選考	
提案書をもとに事業企画の内容に関する選考を行う。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>提案者の負担が少なく、応募しやすい。</li> <li>提案者のプレゼンテーションの技術に左右されずに選考することが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選考の材料として書類上の情報しか得られない。</li> <li>提案者が参加しない一方的な選考は、不採択となった場合、提案者の納得度が低いおそれがある。</li> <li>提案制度の認知を高め、情報を発信する機会にはならない。</li> <li>発表の経験による提案者のスキルアップの機会にはならない。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じてヒアリングやプレゼンテーションも行うか。</li> </ul>	

②質疑を中心とする選考（ヒアリング）	
選考機関からの質疑応答を中心として行われる。質疑応答に先立ち、提案者から申請書類を補足する事業説明が行われる。（公開で行われることもある。）	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>選考の材料として書類以外の情報が得られる。</li> <li>提案者が質疑に対して自ら説明することで、選考結果に一定の納得感が得られる。</li> <li>公開で実施した場合、提案制度の認知を高め、情報を発信する機会になる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒアリングの場に出席して質疑に答えるという負担が提案者に発生することで、事業の規模によっては負担感から応募が減るおそれがある。</li> <li>公開で行わない場合、提案制度の認知を高め、情報を発信する機会にならない。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公開ヒアリングとするか。</li> <li>必要に応じて書類選考やプレゼンテーションも行うか。</li> </ul>	

③事業説明を中心とする選考（プレゼンテーション）	
提案者からの事業説明（プレゼンテーション）に基づき、選考機関からの質疑が行われる。公開とした場合、提案者は、選考機関だけでなくプレゼンテーションの参加者に対して提案事業を説明する。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業説明（プレゼンテーション）及び対面して質疑をすることで、選考の材料となる情報量が増える。</li> <li>提案者が質疑に対して自ら説明することができ、選考結果に一定の納得感が得られる。</li> <li>公開で実施した場合、提案制度の認知を高め、情報を発信する機会になる。</li> <li>発表の経験を通じた提案者のスキルアップが期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公開で行わない場合、提案制度の認知を高め、情報を発信する機会にならない。</li> <li>発表用の資料作成など提案者に発生する負担が大きくなることで、事業の規模によっては負担感から応募が減るおそれがある。</li> <li>プレゼンテーションの技術が選考結果に影響しすぎるおそれがある。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公開プレゼンテーションとするか。</li> <li>必要に応じて書類選考やヒアリングも行うか。</li> </ul>	



## ○他市の状況

		【一次審査】	実施機関	【二次審査】	実施機関
北広島市	人口約5万人	公開プレゼンテーション	選考機関		—
武蔵村山市	人口約7万人	書類選考 (応募者多数の場合のみ)	選考機関	公開プレゼンテーション	選考機関
津山市	人口約10万人	書類選考	庁内	公開プレゼンテーション	選考機関
八代市	人口約13万人	※書類審査 (場合によりヒアリングも行う)	庁内	公開プレゼンテーション	選考機関
伊丹市	人口約19万人	公開プレゼンテーション	選考機関		—
八戸市	人口約23万人	書類選考	選考機関	ヒアリング	選考機関
呉市	人口約23万人	公開プレゼンテーション	選考機関		—
大和市	人口約23万人	書類選考	選考機関	公開プレゼンテーション (意見交換会：市民公開の場)	選考機関
平塚市	人口約25万人	書類選考	選考機関	公開プレゼンテーション	選考機関
前橋市	人口約33万人	書類選考	選考機関	公開プレゼンテーション	選考機関
柏市	人口約41万人	ヒアリング	選考機関	公開プレゼンテーション	選考機関
市川市	人口約47万人	選考を設けない。協働担当課と事業担当課と協議し、協議がまとまれば事業決定となる。 (規模の大きなものや複数部署に関係する事業については、庁内検討委員会で協働事業とするかどうかを検討)			
相模原市	人口約72万人	※書類審査 (場合によりヒアリングも行う)	庁内	公開プレゼンテーション	選考機関
岩国市	人口約13万人	書類選考	選考機関	場合により公開プレゼンテーションを行う	選考機関
宇部市	人口約17万人	ヒアリング	選考機関		—

※八代市、相模原市は書類選考ではなく、要件等の書類チェックを行い、ケースによってはヒアリングを行っている。

(14) 選考機関

選考委員会を立ち上げるか。委員をどういった方で構成するか。

①選考機関を設置し、行政職員のみで構成する。	
提案された事業を選考する機関を設置する。 選考機関には行政職員のみで構成する。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>選考委員の選定が容易である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>透明性、公平性に問題がある。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>どういった職員で構成するか。</li> </ul>	

②選考機関を設置し、行政が指名した外部委員を加える	
提案された事業を選考する機関を設置する。 選考機関には行政が指名した外部委員を加える。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の第三者が選考することで、選考結果の透明性・公平性を高められる。</li> <li>有識者を指名することで、専門性を期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての分野についての専門性を持った有識者はいないので、委員の人選が難しい。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の委員構成について</li> </ul>	

③選考機関を設置し、公募した市民を加える	
提案された事業を選考する機関を設置する。 選考機関には公募した市民を加える。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の第三者が選考することで、選考結果の透明性・公平性を高められる。</li> <li>市民等の視点による選考が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担の大きさから応募がなく、委員が確保できないおそれがある。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の委員構成について</li> </ul>	

④選考機関を設置しない	
提案された事業の内容に対する選考機関を設置しない。協働担当課や事業担当課が判断する場合と、事業担当課と提案者の協議により実施を検討したり、市民等からの意見をもらう機会を設ける場合がある。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業採択の判断に事業担当課が主体的に関わる場合、事業実施にあたって積極的に関与する姿勢が期待できる。</li> <li>選考を行わない場合は、市民等と事業担当課にとって、ヒアリングやブレゼンテーションへの出席や資料作成などの負担が発生しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業化、予算化の適否が行政側で判断され、透明性が損なわれるおそれがある。</li> <li>選考審査会により採択されたという理由付けがなく、予算化が困難な場合がある。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業決定はどの部署で行うか</li> </ul>	

・他市でこの仕組みを採用した理由

②選考機関を設置し、行政が指名した外部委員を加える
選考の公正性・透明性の確保と、委員の専門性による提案内容のブラッシュアップを期待し、7名の選考委員会のうち外部有識者の委員が4名入っている。

③選考機関を設置し、公募した市民を加える
選考過程の透明性、公平性を確保し、市民等の視点も採り入れて判断する必要があるため。行政職員だけでは、市民ニーズや市民等の活動実態を十分に把握できていないと考えた。また、一般公募の市民に入ってもらうことにより、より広い視野を確保しようと考えた。
選考の公平性、透明性と選考過程への市民参画をはかるため、事業提案の審議を行う委員の一部(7名中2名)を公募している。

④選考機関を設置しない
基本的に予算措置を前提にしない身近な提案を募っており、提案を受け付けたら事業担当課と調整を行い、役割分担の合意や事業実施の課題に目処がついた時点で協定書を結んで実施しており、そうした課題が解決できない提案は事業化されないこととなる。適否の判断をする選考機関は設置していない。なお、特に予算措置が必要なほどの提案が寄せられた場合は審査会を設置できる制度になっている。



事務局案以外に含めたほうがよい区分の委員はいるか。

【事務局（案）】

選考委員会の委員構成は次の6名とする。

	区分	所属
(1)	学識経験者	防府市参画及び協働の推進に関する協議会委員
(2)	団体推薦	//
(3)	公募市民	//
(4)	市職員	総務部長（市長部局）
(5)	//	教育部長（教育委員会）
(6)	//	市民活動推進課長（協働担当課）

【参考：その他の構成委員（他市）】

- ・市民活動団体関係者（市民活動団体、ボランティア団体、NPO法人）
- ・地域コミュニティ関係者（自治会連合会、コミュニティ推進協議会）
- ・社会福祉協議会
- ・商工会議所
- ・県職員

○他市の状況

北広島市	人口約 5万人	市民協働推進会議（5名） ③公募市民5人
武蔵村山市	人口約 7万人	武蔵村山市市民協働推進会議（10名） ②③学識経験者、市民活動団体、社会福祉協議会、商工会議所、公募市民、行政（協働担当部長、財政担当部長）
津山市	人口約10万人	審査委員会（5名） ②学識経験者（社会福祉協議会）、NPO関係者、新聞社支局長（事業者）、県職員、行政（協働担当部長）
八代市	人口約13万人	市民協働活動審査会（5名） ②県職員（振興課長）、女性人材リスト登録者、行政（企画振興部長、財務部長、協働担当部長）
伊丹市	人口約19万人	伊丹市参画協働推進委員会（8名） ②③学識経験者、NPO、公募市民、伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議の委員
八戸市	人口約23万人	協働のまちづくり推進委員会（7名） ②③学識経験者、市民活動経験者、地域活動経験者、公募市民、事業者
呉市	人口約23万人	くれ協働事業提案制度選考委員会（16名） ②市民や学識経験者などで構成された呉市市民協働推進委員会の委員、行政（協働担当部長、協働担当部次長）
大和市	人口約23万人	大和市協働推進会議（7名） ②③学識経験者、関係団体の構成員、公募市民
平塚市	人口約25万人	協働事業審査会（7名） ②学識経験者、市民活動推進委員会の委員、行政（協働担当部長・総務部長・企画政策部長）
前橋市	人口約33万人	パートナーシップ事業審査委員会（5名） ②学識経験者、NPO、商工会議所、行政（協働担当部長）
柏市	人口約41万人	選考委員会（8名） ②③学識経験者、市民活動団体、公募市民、行政（企画調整課長、協働担当課長）
市川市	人口約47万人	④選考機関を設置しない
相模原市	人口約72万人	市民協働推進審議会作業部会（5名） ②学識経験者、地域団体、金融機関の代表、行政（協働担当部次長、協働担当課長）
（県内）		
岩国市	人口約13万人	岩国市みんなの夢をはぐくむ交付金審査委員会（7名） ②学識経験者、女性団体推薦、自治会、商工会議所、行政（協働担当部長、総合支所長）
宇部市	人口約17万人	宇部市協働のまちづくり審議会（11名） ②③学識経験者、市民活動団体、地域コミュニティ、事業者、公募市民、その他市長が認めるもの

(15) 選考基準

どのようなポイントを重視するか。審査項目ごとの配点は適切か。

【事務局案】

防府市協働事業提案制度 審査基準														
※ 評価の点数は次のとおりとし、各項目5点（合計点数50点満点）とし、**点以上で採択とする。														
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">(評価)</td> <td style="text-align: center;">(点数)</td> </tr> <tr> <td>高く評価できる</td> <td style="text-align: center;">... 5</td> </tr> <tr> <td>評価できる</td> <td style="text-align: center;">... 4</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td style="text-align: center;">... 3</td> </tr> <tr> <td>あまり評価できない</td> <td style="text-align: center;">... 2</td> </tr> <tr> <td>評価できない</td> <td style="text-align: center;">... 1</td> </tr> </table>			(評価)	(点数)	高く評価できる	... 5	評価できる	... 4	普通	... 3	あまり評価できない	... 2	評価できない	... 1
(評価)	(点数)													
高く評価できる	... 5													
評価できる	... 4													
普通	... 3													
あまり評価できない	... 2													
評価できない	... 1													
審査項目	審査の視点	得点												
地域課題・社会的課題	地域課題・社会的課題を踏まえ、市民ニーズを的確に捉えているか。	/5												
事業効果	公益性 不特定多数の市民の利益、または社会全体の利益につながるものであるか。	/5												
	具体性 事業の内容や実施方法は具体的に考えられているか。	/5												
	目標・成果設定 事業を行うことにより達成しようとする目標や成果は明確となっているか。	/5												
協働による効果	先駆性 取り組む課題や活動内容が先駆的であるか。	/5												
	役割分担 提案者と市の役割分担が明確かつ妥当か。	/5												
提案者	特性 課題解決のために提案者の専門性や柔軟性等が活かされているか。	/5												
	実施能力 事業を遂行する能力（事業実施に必要な知識や技術、実績・体制など）があるか。	/5												
	計画性 実施スケジュールは的確に設定されているか。	/5												
予算の妥当性	事業内容に照らして適正な予算の積算がされているか。	/5												
合計点数		/50												

【参考】対象となる事業

	要件	
(1)	市内で実施される公益的な事業であり、地域の課題や社会的課題について、提案団体（市民等）と市長等が協働して実施することにより、その解決につながる事業であること。	地域課題・社会的課題の解決
(2)	市民サービスの向上が図られ、具体的な効果、成果等が期待できる事業であること。	事業効果
(3)	役割分担が明確かつ妥当であり、提案団体（市民等）と市が協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業であること。	協働による効果
(4)	提案団体（市民等）の特性（先駆性、専門性、柔軟性等）を活かした事業であること。	提案者の特性
(5)	予算の見積り等が適正であること。	予算の妥当性

(16) 選考過程、結果の公表

どこまで公開するか。また公開手法をどうするか。

①選考委員の公開	
氏名・所属等、選考する人物の情報を公開する。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>選考の透明性が確保できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案者が選考委員に接触を図るなど、選考の公平性を損なうおそれがある。(そのため選考後に公開する場合もある。)</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公開手法をどうするか。</li> </ul>	

②選考項目の公開	
提案された事業内容の選考を行う上での重視すべき点や、評価を判断する基準を公開する。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>提案者が事業を企画する上で、重視すべき点に分かり応募しやすくなる。</li> <li>その提案制度で重視する価値に合致する事業が集まりやすくなる。</li> <li>選考結果への納得が得られやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選考項目の内容によっては提案者がやりたいと思う事業より、採択されやすい事業が企画され、自由な発想を妨げるおそれがある。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公開手法をどうするか。</li> </ul>	

③選考議事の公開	
選考会の傍聴を許可したり、議事録や議事概要を公開する。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>選考項目や選考基準の考え方に関する協議過程などが公開された場合、選考結果の具体的な理由がわかりやすくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選考会の場で個別事業に対する否定的な発言がしづらくなるおそれがある。(そのため、個別事業に関する意見交換については傍聴できない別室で行ったり、議事録や議事概要を公開するときに該当部分を非公開とする場合がある)</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公開手法をどうするか。</li> </ul>	

④選考結果の公開	
採択した事業を公開するだけでなく、採点等の結果や事業への講評を公開する。	
メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>採点結果や事業の講評を知らせることで、他事業や次回の応募に向けた参考とすることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講評を作成する場合、選考委員の負担が増す。</li> </ul>
検討事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>公開手法をどうするか。</li> </ul>	

・他市でこの仕組みを採用した理由

①選考委員、②選考項目、④選考結果を公開
公正で透明性のある手続きを重視し、また、地域社会へのよりよい成果をあげるという点での説明責任を果たすため、選考委員(公正を期すため事後公開)、選考項目、選考基準、選考結果(採点結果と採択事業の講評)を公開している。ただし、選考委員が忌憚なく議論することができるよう、選考会の傍聴や議事録の公開はしていない。

②選考項目、④選考結果の公開
応募要領の中で審査項目を公開し、審査における着目点を事前に伝えている。審査の議事については公開していないが、これは、公正な審査のため忌憚なく意見を述べ合ってもらうためであり、公開することにより審査がパフォーマンス化することを避けた。

①選考委員、②選考項目、③選考議事、④選考結果を公開
協働事業提案制度に基づく協働事業の実施に当たって定めた3つの原則のうち、事業成果公開の原則に基づき、事業の成果だけでなく、プロセスもつづさに公開していくことが必要であると考えている。選考委員、選考項目、選考基準、選考結果を公開するほか、公開プレゼンテーションを行ってから、その場で選考委員の意見交換や選考結果とりまとめの協議を行い、選考会の議事を公開している。

## ○他市の状況

		①選考委員	②選考項目	③議事録	④選考結果	公表内容	手法
北広島市	人口約5万人	○	○	×	○	事業名、団体名、推進会議の意見、採否、採否理由、担当課	HP
武蔵村山市	人口約7万人	○	○	×	○	事業名、団体名、内容、担当課	HP
津山市	人口約10万人	×	○	×	○	事業名、団体名、内容	HP、市広報
八代市	人口約13万人	×	○	×	○	事業名、団体名、内容、事業費	HP
伊丹市	人口約19万人	○	○	×	○	事業名、団体名、内容、区分（行政提案・市民提案）	HP
八戸市	人口約23万人	○	○	○	○	事業名、団体名、内容、担当課、区分（行政提案・市民提案）	HP
呉市	人口約23万人	×	○	×	○	事業名、団体名、担当課、事業費、実行委員会の構成団体	HP
大和市	人口約23万人	○	○	○	○	事業名、団体名、担当課、採否、市としての検討結果（検討結果報告書）	HP、市広報
平塚市	人口約25万人	○	○	×	○	事業名、団体名、委員会の意見、採点結果、採否、担当課	HP
前橋市	人口約33万人	○	○	×	○	事業名、団体名、委員会の意見、採点結果、担当課	HP
柏市	人口約41万人	○	×	×	○	事業名、団体名、内容、区分（行政提案・市民提案）	HP
市川市	人口約47万人	×	×	×	○	事業名、団体名、内容、役割分担、実施状況	HP(進捗情報)
相模原市	人口約72万人	×	○	×	○	事業名、団体名、担当課、内容、採否、審議会意見、	HP
(県内)							
岩国市	人口約13万人	×	○	×	○	事業名、団体名、代表者、内容、交付決定額	HP
宇部市	人口約17万人	○	×	×	○	事業名、団体名、内容、交付決定額	HP